

(第1回変更) 契約変更の内容

契約変更年月日	令和 2年 2月 27日
契約業者名	(一財) 阪神高速道路技術センター
契約業者の住所	大阪府大阪市中央区南本町4-5-7
業務の名称	阪神高速道路の技術基準に関する調査研究及び審査業務(2019年度)
業務場所	阪神高速道路(株)の指定する場所
業務種別	土木設計
業務概要	打合せ・資料作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1式→1式 委員会審議を踏まえた検討方針の立案・・・・・・・・・・1式→1式 新技術募集に関する審査・・・・・・・・・・・・・・・・・・1式→1式 技術基準の個別課題に関する検討・・・・・・・・・・1式→0 表面保護要領に関する検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・1式→1式 鋼橋の疲労改善構造に関する検討・・・・・・・・・・1式→1式 基層混合物の劣化評価法に関する検討・・・・・・・・・・1式→0 RC床版の非破壊調査技術に関する情報収集・整理・・・・・・・・1式→1式 舗装補修材料に関する検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・1式→1式 アスファルト混合物の耐久性評価に関する検討・・・・・・・・0→1式 トンネル防災等に関する技術課題の検討・・・・・・・・0→1式 報告書作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1式→1式
業務期間(自)	平成 31年 3月 29日
業務期間(至)	令和 2年 3月 31日
契約金額	58,752,000 円
変更金額	7,810,000 円 増
変更後の契約金額	66,562,000 円
変更理由	別紙のとおり

※金額は、税込みである。

あ

変更契約理由書

阪神高速道路の技術基準に関する調査研究及び審査業務(2019年度) 第1回変更

3. 2. 2 技術基準に関する高度な技術審査

(1) 委員会審議を踏まえた検討方針の立案 【変更】

委員会審議回数の数量変更のため。

(2) 新技術募集に関する審査 【変更】

社内説明会回数の数量変更のため。また、公募相談会を実施するうえで、応募状況を鑑み応募の促進が必要であったため、案内・契約までの流れ・実例紹介を含んだパンフレット（データのみ）を作成することを本業務に追加。

3. 2. 3 設計基準の制定・改定に資する調査研究

(1) 表面保護要領に関する検討 【変更】

表面保護工の種別C種、F種およびトンネル用表面保護材料、断面修復材の要領改訂の可否検討を実施したところ、C種、F種、断面修復材の3種に対して改定の検討が必要と認められたため数量変更するもの。また、有識者、メーカーに対するヒアリングを行ったところ、F種剥落防止系、断面修復（左官工法、打ち込み工法、吹付け工法）に関して要求性能レベルの提案が必要となったため、要求性能レベルの提案を追加する。また、要求性能レベルおよび要領改定の妥当性を確認するための実証実験計画の立案を本業務に追加する。

(6) アスファルト混合物の耐久性評価に関する検討 【追加】

当初、基層混合物の劣化評価方法に関する検討を実施することを想定していたが、管理部と舗装に関する課題や検討項目について整理を実施したところ、検討の内容に重複が生じたため、調整の結果、基層混合物の劣化評価方法に関する検討を削除する。一方で、基層混合物を含むアスファルト混合物の耐久性を適切に評価できる試験方法が確立されていないことや、舗装の打替え判断では基層のアスファルト混合物の耐久性を十分に評価できないことが課題であり、検討の優先度が高く、基層混合物の耐久性（流動・ひび割れ・剥離）を適切に評価する手法を早急に検討する必要性が生じた。また、検討にあたっては、学識者・外部有識者等で構成する検討会にて適宜審議を行いながら進める必要があるため、アスファルト混合物の耐久性評価に関する検討を本業務に追加する。

(7) トンネル防災等に関する技術課題の検討 【追加】

阪神高速道路が抱えるトンネル防災対策に関する技術的課題（神戸長田トンネルの安全対策）に対して早急にトンネル防災対策に関する資料収集・整理、課題検討する必要性が生じたこと、また、検討にあたって、学識者・外部有識者等で構成する検討会にて適宜審議を行いながら進める必要があるため、本業務に追加。

・上記項目の追加に伴い業務期間を2020年7月31日まで延期。